

※同時記者発表 高松サポート合同庁舎記者クラブ／高知県政記者クラブ／幡多記者クラブ

「第14回 渡川流域学識者会議」の開催について ～渡川水系河川整備計画について意見を伺います～

現在、渡川水系河川整備計画に基づき河川整備等を実施しておりますが、この度、四万十川かわまちづくり、中筋川流域かわまちづくりを含む渡川総合水系環境整備事業の事業再評価について、審議を行うため、「第14回 渡川流域学識者会議」を下記のとおり開催します。また、併せて渡川水系河川整備計画の進捗状況等を、学識経験を有する方々（別紙1参照）に現地点検していただきます。

記

日 時：令和6年10月31日（木）14:00～16:15（予定）
場 所：四万十市防災センター（四万十市不破2058-20）（別紙2参照）
内 容：（別紙3参照）
そ の 他：取材及び一般傍聴を希望される方は別紙4及び5をご確認ください。

本施策は、四国圏広域地方計画【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

＜問い合わせ先＞ ◎：主たる問い合わせ先

◆総合的な問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課 TEL:087-811-8317
◎建設専門官 松田 康裕（内線：3613）

◆渡川流域学識者会議に関する問い合わせ

◇国管理区間に関すること

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 TEL:0880-34-7301
副所長 仙波 宏光（内線：204）
◎計画課長 新谷 大吾（内線：261）

◇県管理区間に関すること

高知県 土木部 河川課 TEL:088-823-9838
課長補佐 福留 章洋
◎チーフ（計画担当）坂本 裕之

渡川流域学識者会議の委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野		所 属 等	氏 名
環境	植物生態学 河川植生	高知大学 名誉教授	いしかわ しんご 石川 慎吾
環境	底生生物 水生昆虫	底生生物研究者	いしかわ たえこ 石川 妙子
環境	水質化学	高知県立大学 名誉教授	いつしき けんじ 一色 健司
治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 教授	おかだ しょうじ 岡田 将治
環境	魚類生態学	高知大学 名誉教授	きのした いずみ 木下 泉
治水	砂防学 斜面防災工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 理工学部門 教授	ささはら かつお 笹原 克夫
関係 水利	流域水工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	さとう しゅうし 佐藤 周之
治水	河川工学 水文学	高知大学 教育研究部 自然科学系 理工学部門 准教授	しぶお よしひろ 渋尾 欣弘
経済	政策評価論 地域経済論 産業連関分析	高知大学 教育研究部 総合科学系 地域協働教育学部門 准教授	なかざわ じゅんじ 中澤 純治
歴史 文化	郷土史・文化財	予土歴史文化研究会 副会長	はしもと かつゆき 橋本 勝幸
環境	哺乳動物学	横倉山自然の森博物館 学芸員	やち もりしゅうじ 谷地森 秀二

会場案内図



第 1 4 回 渡川流域学識者会議

議 事 次 第

開催日時：令和 6 年 10 月 31 日(木) 14:00～16:15

場 所：四万十市防災センター

(四万十市不破 2058-20)

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 委員紹介
4. 渡川総合水系環境整備事業の再評価について
 - (1) 四万十川かわまちづくり事業
 - (2) 中筋川流域かわまちづくり事業
 - (3) 四万十川自然再生事業
 - (4) 渡川総合水系環境整備事業
5. 渡川水系河川整備計画 点検 (現地調査)
6. 閉 会

取材についてのお願い

(取 材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ③携帯電話はマナーモードに設定、もしくは電源をお切り下さい。
また、会議中の通話をご遠慮下さい。
 - ④報道機関用の席における P C 等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意して下さい。

(公開・公表)

- 1) 審議中発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。

傍聴についてのお願い

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入して下さい。
- 2) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言・私語・談話などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ・資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話はマナーモードに設定、もしくは電源をお切り下さい。
また、会議中の通話をご遠慮下さい。
 - ⑥みだりに傍聴席を離れないで下さい。
 - ⑦許可無く写真やビデオ撮影、録音などをしないで下さい。
 - ⑧会議中の発言はできません。
 - ⑨その他、会議の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしたりしないで下さい。
- 3) 事務局は、傍聴者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。